(表)

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定申出書

年 月 日

我孫子市長あて

住 所氏 名

我孫子市生産緑地に係る農林漁業の従事を不可能にさせる故障の認定に関 する要綱第2条の規定により、故障の認定を申出します。

1 生産緑地法施行規則第5条第1号に該当する故障の場合

	該当するものに○をつけてください。				
故障の種別	1	両眼の失明			
	2	精神の著しい障害			
	3	神経系統の機能の著しい障害			
	4	胸腹部臓器の機能の著しい障害			
	5	上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著し			
		い障害			
	6	両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はそ			
		の機能の著しい障害			
	7	(1・2・3・4・5・6)に掲げる障害に準ずる障害			
添		身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳又は療育手帳の写し(原本を			
付	ŧ	提示すること。)			
書		□ 医師の診断書(身体障害者手帳1級及び2級の場合を除く。)			
類		□ 故障の経過を記載した書面			

2 生産緑地法施行規則第5条第2号に該当する故障の場合

	該当するものに○をつけてください。		故障の概要を記入し
			てください。
	1	(病院・診療所・介護老人保健施設)への	
		1年以上の入院又は入所	
故	2	(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・	
障		軽費老人ホーム)への入所	
の	3	第一種社会福祉事業を実施する施設への	
種	າ	1年以上の入所	
別		高齢による運動能力の著しい低下等によ	
	4	り、農林漁業に従事することが不可能であ	
		ると医師が診断したもの	
	5	上記以外の事由により農林漁業に従事す	
	כ	ることが不可能となった故障	
添付書類		入院(入所)証明書	
		医師の診断書	
		故障の経過を記載した書面	
		年齢を証する書類	
		事由を証する書類	

備考 故障の内容、判断材料の不足その他の理由により認定の可否を決定できないときは、継続審査となる場合があります。この場合、上記の添付書類のほか故障の事実を立証する書類の提出が必要となる場合があります。